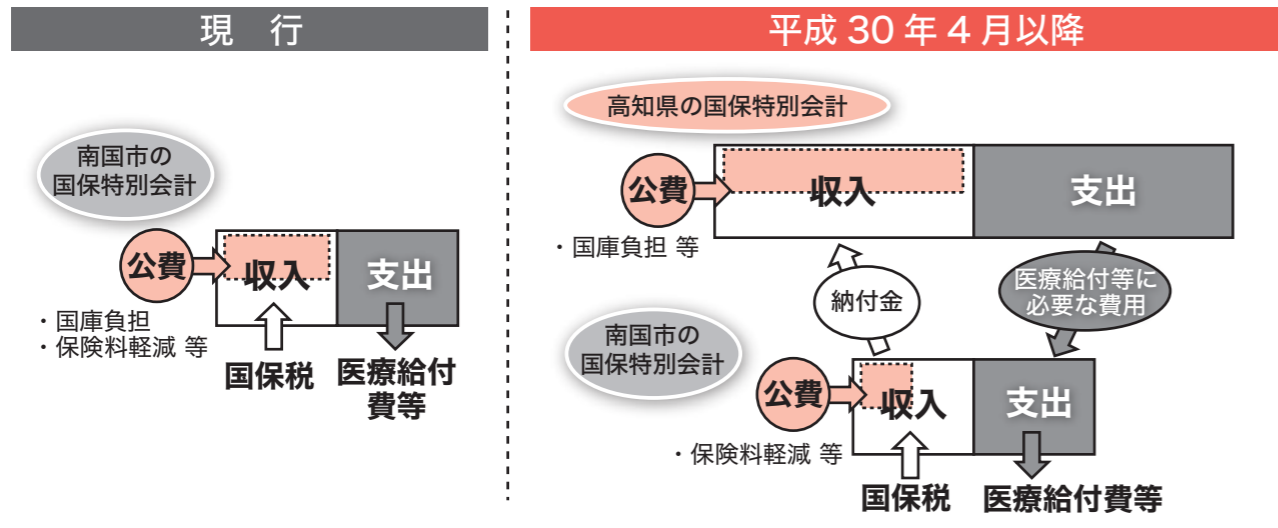


国保財政のお金の流れが変わります



■問い合わせ 市民課国保係 ☎880-6555

今回は3月号です

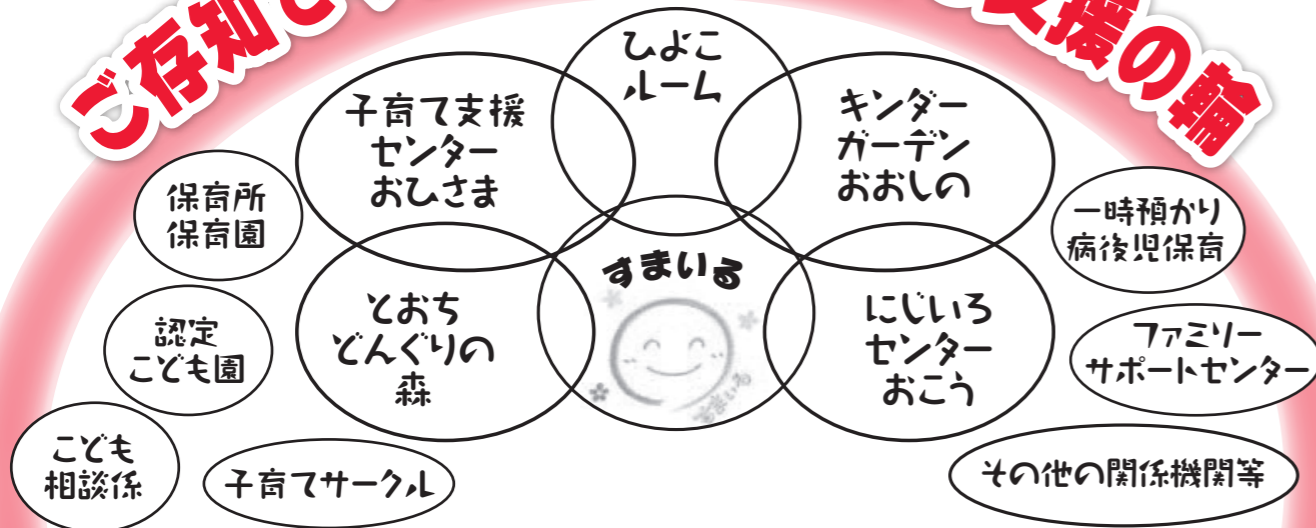
平成30年度から国保の財政運営は 市町村から都道府県へ移行します

広報なんこく12月号でお知らせしたとおり、平成30年4月から高知県が南国市とともに国保運営を担うこととなります。今回はこれまでと何が違うのかをお知らせしました。今回は国保税とお金の流れについて説明します。

国保の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移り、医療給付費の予測などを高知県が行うようになります。南国市は納付金を高知県へ納付し、南国市の医療給付費など国保の事業に必要なお金は、高知県から南国市に交付されます。

※国保税の賦課・徴収などは、これまでどおり南国市が行います。

ご存知ですか？南国市子育て支援の輪



利用者支援事業「すまいる」が開設されました。南国市内には子育てを応援する支援センターが5カ所あります。センターと連携しながら、妊娠期から子育て中の色々な悩み事・困り事などについて、子育て支援の専門員と一緒に考え、教育・保育・保健 其他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように必要な情報を提供したり、適切な機関を紹介する事業です。

ご利用方法

場所：南国市大桶乙3553-1(吾岡保育園内)
すまいる TEL 863-0133
時間：月曜～木曜 10:00～16:00
(土日祝日・年末年始はお休みです)
※ 電話・来所・南国市内の各子育て支援センター・訪問(電話予約)等で相談されたい方の話をお聞きます。

コンサートのご案内

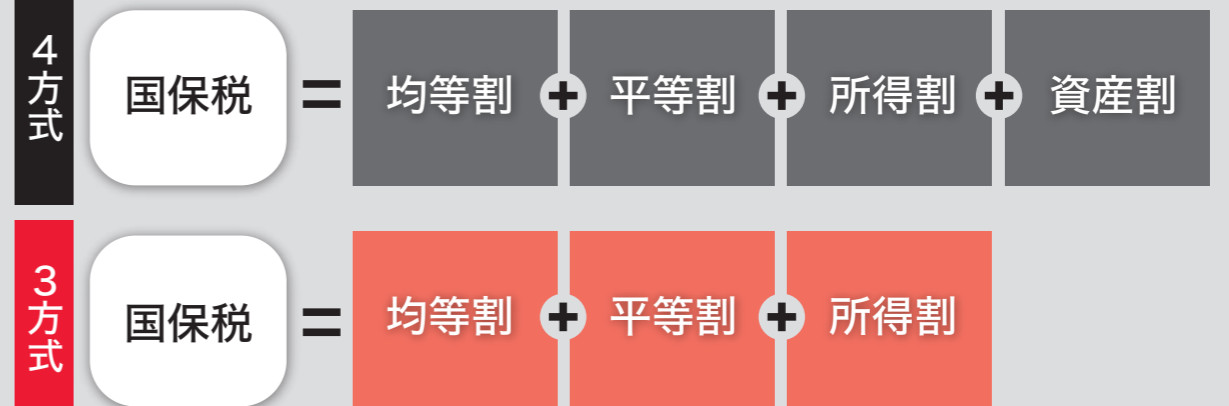
参加費無料

つながろう・つなげよう！親子で楽しむコンサート
【5支援センター合同講座】
日時：平成30年2月9日(金)
am 10:00～11:45(自由遊び込み)
場所：南国市保健福祉センター 2F
多目的ホール

子育て中の方も、
そうでない方も
ぜひお越しください！

南国市の国保税の算定方式

これまで、国保税は、4方式(均等割・平等割・所得割・資産割)で算定していましたが、平成30年度以降、高知県では3方式(均等割・平等割・所得割)を標準的な算定方式とする方向ですので、南国市ではそれをふまえて平成30年度の国保税について検討しています。



均等割：加入者1人に対して定額
平等割：1世帯あたり定額
所得割：被保険者の前年の所得に応じて算出
資産割：被保険者所有の今年度の固定資産税額を基に算出

◎資産割廃止の検討理由

- ・健康保険などや後期高齢者医療制度には資産割課税がない。
- ・居住用資産などのように収益性のない土地建物の固定資産にも課税となる。
- ・所得が無い方にも、資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっている。
- ・南国市の固定資産税だけが課税対象となり、他の市町村の固定資産税は対象とならない。

◎3方式にすると次のような影響があります。

- ・所得が一定以上の方の税負担が重くなる可能性があります。

◎算定方式や税率につきましては、今後も広報などでお知らせしていきます。